

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第43号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年8月28日 15時00分ごろ
発生場所	北海道知内町矢越岬東方沖 矢越岬灯台から真方位090° 13Km 付近 （概位 北緯41° 31.04′ 東経140° 33.85′）
事故等調査の経過	平成26年9月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八喜代丸、9.62トン
船舶番号、船舶所有者等	IK2-3783（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、回航のため、平成26年8月28日北海道松前町江良漁港を出港し、北海道様似町様似港に向け、矢越岬東方沖を航行中、15時00分ごろ、計器盤の冷却水警報の赤ランプが点灯して消えなくなり、船長が、主機の運転が困難と判断し、漁業協同組合を通じて救助を要請し、来援した巡視船によりえい航され、21時28分ごろ函館港に入港した。 本船は、機関整備業者が冷却海水ポンプを点検したところ、ゴム製インペラの羽根に折損を生じているのが確認され、損傷部品を新替えて復旧された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4 海象：波高 約1m
その他の事項	本船は、本インシデント発生の約3年前に冷却海水ポンプのインペラを交換して以降、同ポンプの点検を行っていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、矢越岬東方沖を航行中、冷却海水ポンプのインペラの羽根が経年劣化により折損したことから、冷却水が十分に供給できず、冷却水の温度が上昇して主機の運転が困難となり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、矢越岬東方沖を航行中、冷却海水ポン

	<p>プのインペラの羽根が経年劣化により折損したため、冷却水が十分に供給できず、冷却水温度が上昇して主機の運転が困難となったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 冷却海水ポンプのインペラの点検を定期的に行い、早めの交換を心掛けること。